

転入出に

関するお知らせ

転入・転居・転出など住所に関する届出は期間内に済ませましょう。

■市民課(内線100)

◎転入・転出などの届出(各住民センターでも手続きできます)

転居届

転居した日から14日以内

必要なもの

- ・国民健康保険証(加入者のみ)
- ・印かん
- ・通知カード(マイナンバー)または個人番号カード
- ・住基カード(お持ちの人のみ)

世帯主変更届・世帯分離届 世帯合併届

変更があった日から14日以内

必要なもの

- ・国民健康保険証(加入者のみ)
- ・印かん

転入届

転入した日から14日以内

必要なもの

- ・前住所地の転出証明書
- ・印かん
- ・国外から転入の場合はパスポート
- ・通知カード(マイナンバー)または個人番号カード
- ・住基カード(お持ちの人のみ)

転出届

転出する日まで

必要なもの

- ・国民健康保険証(加入者のみ)
- ・印かん
- ・個人番号カード(お持ちの人のみ)
- ・住基カード(お持ちの人のみ)

※届出人の本人確認を行いますので、運転免許証などの身分証明書をご持参ください。
※個人番号カードや住基カードでの転入・転出届や新しい住所の書き換え、外国人の住所異動は、住民センターでは受け付けできません。

◎手続きを忘れずに行いましょう
転入・転出時はいろいろな手続きが必要です。該当する人は忘れずに手続きしてください。

印かんの登録・廃止
※住所地でしか登録できません。転出の際は市民カードを返却してください。

市民課(内線100)

国民健康保険

国保けんこう課(内線111)
または 市民課(内線102)

国民年金

市民課(内線114)

後期高齢者医療保険

国保けんこう課(内線110)

介護保険

長寿介護課(20)7301

児童手当・
児童扶養手当

こども政策課(54)9100

妊婦・乳幼児健診
受診票の交付

こども家庭課(54)9100

特別児童扶養手当・
特別障害者手当

障がい福祉課(20)7306

障害者手帳などの
住所変更

障がい福祉課(20)7306

原爆手帳・手当証書の
住所変更

福祉総務課(内線157)

上下水道の使用
開始・中止

上下水道局(53)1111

小・中学校の転校

教育委員会(内線362)
※手続きの一部は市民課

引越して出た家庭ごみを
休日にも持ち込めます

引越して出た家庭ごみに限り、次の休日に持ち込みができます。

とき 3月26日(日)午前8時30分～11時30分
※ごみの分別など詳しくは、「ごみ便利帳」をご確認ください。

※通常の家庭ごみの持ち込みはできません。

パソコン・家電4品目はリサイクルが義務づけられています

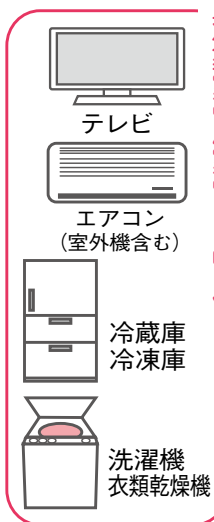
パソコン：各メーカーまたは購入店にお問い合わせください。

※リサイクル料金がかります。

家電4品目：燃やさないごみとして集積場に出せません。環境センターへの搬入もできません。その製品を買い替えや排出する場合、小売店に引き取りを依頼してください。

※リサイクル料金と収集運搬料金がかります。

対象家電(家電4品目)



■環境センター(54)3100

進学や就職で引越したら
住民票を移しましょう

選挙で投票するためには、選挙人名簿に登録されていることが必要です。進学や就職など引越に伴う転入・転出の届出を正しく行い、投票しましょう。

■選挙管理委員会(内線341)